

# 八尾市いじめ防止基本方針

令和8年（2026年）3月  
八尾市

はじめに .....	1
第1章 いじめの防止等のための施策に関する八尾市の基本的な考え方 .....	2
1 いじめ防止対策推進法及び八尾市いじめから子どもを守る条例の制定 .....	2
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方 .....	2
(1) いじめの定義 .....	2
(2) いじめの理解 .....	4
(3) 地域社会での取組 .....	4
(4) 市長部局でいじめ問題に取り組む意義 .....	5
(5) 「絶対に許されないいじめ」 .....	5
(6) いじめの防止等に向けた家庭の役割 .....	6
(7) いじめの防止等に向けた地域の役割 .....	6
第2章 市が実施するいじめ等の防止等のための施策 .....	7
1 市立学校の体制整備と取組 .....	7
(1) 体制整備 .....	7
(2) 取組 .....	7
2 教育委員会の体制整備と取組 .....	11
(1) 体制整備 .....	11
(2) 取組 .....	12
3 市立学校を除く学校等の取組 .....	12
(1) 市立認定こども園 .....	12
(2) 市内就学前教育・保育施設等（市立認定こども園を除く） .....	13
(3) 市内私立中学校及び高等学校 .....	13
4 市長部局の体制整備と取組 .....	13
(1) 体制整備 .....	13
(2) 取組 .....	14
5 市長部局と教育委員会との連携 .....	16
(1) 学校からのいじめ事象認知報告の共有 .....	16
(2) 市長部局保有情報の共有 .....	16
(3) 市長部局保有情報の協議と協働 .....	16
(4) 会議等における情報共有 .....	17
(5) 児童生徒との意見交流会 .....	17
(6) 広報・啓発活動 .....	17
第3章 重大事態への対処 .....	19
1 基本的な考え方 .....	19
2 市立学校で起こった「重大事態」の対応 .....	20
(1) 市立学校の対処 .....	20

(2)	教育委員会の対処.....	21
(3)	市長の対処.....	22
(4)	調査報告を受けた市立学校並びに教育委員会及び市長の措置.....	22
3	市立学校を除く八尾市立施設での重大事態.....	23
(1)	就学前児童.....	23
(2)	八尾市教育委員会が設置していない学校等での重大事態.....	23
第4章	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	24

## はじめに

いじめの問題は、社会全体で解決すべき重要な課題である。平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）が公布施行され、文部科学省が同年 10 月に策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）を踏まえて、平成 27 年 5 月に本市でも「八尾市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定した。これにより、教育委員会をはじめ、市立学校、家庭、地域住民、関係機関が連携し、児童生徒がいじめによる苦しみを感じる事のない環境づくりに取り組んできた。

その後、平成 29 年 3 月に国基本方針が改定され、「いじめ重大事態に関する調査ガイドライン」や「不登校重大事態に係る調査の指針」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」も整備された。これを受け、本市では市長部局に弁護士等の専門職を配置した「いじめから子どもを守る課」を設置し、令和 2 年 10 月には「八尾市いじめから子どもを守る条例」を施行するなど、体制の強化を図ってきた。さらに、児童福祉法改正に基づく子ども家庭センターの設置に合わせて相談体制を一元化し、「子ども・いじめ何でも相談課」として発展的に統合した。

今回の改定は、令和 6 年 8 月の「いじめ重大事態の調査ガイドライン」改訂、そして令和 5 年度から 7 年度にかけて本市が参加した、子ども家庭庁の「学校外からアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた開発・実証」事業の成果を反映したものである。また、条例に基づく「18 歳未満の全ての子ども」に係る対応について、あらためて明確化したものである。

今般、子どもたちを取り巻く社会環境の変化により、いじめの問題は複雑化している。その背後には多様な福祉的課題が潜んでいる場合もあり、「児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだけでは解決が難しい程に深刻化している」ものと捉えることができる（「生徒指導提要 4. 1. 1 法の成立までの経緯」参照）。この「市基本方針」に基づき、市及び教育委員会は、いじめの未然防止や早期発見に向けて、オール八尾市として連携を強化し、子どもたちの心身の健全な成長を支えるため、引き続き全力で取組を推進していくものである。

# 第1章 いじめの防止等のための施策に関する八尾市の基本的な考え方

## 1 いじめ防止対策推進法及び八尾市いじめから子どもを守る条例の制定

いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、さらにはその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、社会における最重要課題の一つとなっている。国は、いじめの対応を個々の教職員ではなく、学校を中心として社会全体が一丸となって組織的に行うことを求めて、平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）を施行した。

市は、市内でいじめ重大事態（法第 28 条第 1 項）が生じたことを契機として、子どもの権利を尊重し、将来にわたって 18 歳未満の市内全ての子どもをいじめから守ることをめざし、いじめの防止等（法の定義するいじめの防止、早期発見、対処（法第 1 条）に加え、本市条例においては、いじめの解決を「いじめの防止等」の定義に含めている。条例第 1 条）の施策を市全体で進めていくために、いじめの防止等に取り組む組織を市長部局に設置し、八尾市いじめから子どもを守る条例（以下「条例」という。）を制定した。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### （1） いじめの定義

#### ア いじめ防止対策推進法による定義

法は、「いじめ」を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

すなわち、「一定の人的関係にある児童」の間で行われた「心理的又は物理的な行為」で、「相手の児童等が心身の苦痛を感じたもの」が、法における「いじめ」である。

#### イ 八尾市いじめから子どもを守る条例による定義

条例では「いじめ」を「子どもに対し、当該子どもが在籍する学校等に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

条例の定義も法の定義を基にしているが、条例は、法よりも、対象となる子どもの範囲を拡張している。すなわち、法は対象を「学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）学校に在籍する児童又は生徒」（法第 2 条第 2 項から第 3 項まで）と規定しているところ、条例は、「子ども」を「18 歳に満た

ない者その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象とすることが適当と認められる者」としている。そのため、条例では、法の規定する「学校」に加えて、「学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）である幼稚園、義務教育学校、高等専門学校、及び、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条1項に規定する各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設」を含めて「学校等」と表現し、保育所、こども園から高等専門学校まで、いじめとして対応すべき子どもの在籍施設を規定している。以下では、法の定義する「いじめ」との混同を避けるため、条例の定義に基づきいじめを「いじめ等」と記載する。

### ウ 「いじめ等」認定の注意

児童生徒間の行為が「いじめ等」に該当するか認定するに当たり、以下の注意が必要である。

(ア) 「いじめ等」には、多様な態様があることに鑑み、法若しくは条例の対象となるいじめ等に該当するか否かを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、本人がそれを否定する場合も多々あることを踏まえ、「いじめ等」の対象となった子どもの立場に立って、当該子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、「いじめ等」の対象となった子どもの主観を確認する際に、行為の起こったときの「いじめ等」の対象となった子ども本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(イ) 「一定の人的関係」とは、同じ学校等・学級や部活動の子どもや、塾やスポーツクラブ等当該子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、学校等の内外を問わず、当該子どもと何らかの人的関係をさす。

(ウ) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。また、外見的には言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、事象の背景にある事情の調査を行い、行為の対象となった子どもの感じる被害性すなわち心身の苦痛に着目し、「いじめ等」に該当するか否かを判断する必要がある。

(エ) 具体的な「いじめ等」の態様として示されている行為として以下のものがある。（国基本方針）

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## (2) いじめの理解

ア 「いじめ等」は、その対象となっている子どもにとっては、教育を受ける権利、健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる権利（こども基本法第3条第2号）を奪われるものであり、あらゆる差別の禁止（子どもの権利条約第2条）、生命・生存・発達への権利（同6条）についての人権侵害につながるものである。

イ 学校等は、成長過程にある子どもが集団の中で様々な実体験を通して他者との関わりを学ぶ場でもあり、子ども同士の行為で、その相手に心身の苦痛が生じ得る事象が存在することは当然に予測される。すなわち、「いじめ等」は、どの学校等でも、どの子どもにも起こり得るものであることを前提として、「いじめ等」の防止等の施策に取り組む必要がある。そして、子どもに関わる大人は、子どもの最善の利益を常に考慮し、子どもがお互いの違いを認め合い、自分や他者の気持ちを尊重し、対等で豊かな人間関係を築くことにより、いじめ等の克服をめざしていくことが必要である。

故意に相手を傷つける行為の中でも、意地悪や嫌がらせ等の暴力を伴わない「いじめ等」は、多くの子どもが立場を入れ替えながら被害や加害を経験する。

無視や仲間外れ等の暴力を伴わない行為であっても、何度も繰り返されたり集団の中で集中的に行われたりすることで、暴力や侮辱等の刑罰法令に触れる行為と同等に、対象者の生命又は身体に重大な危険を生じさせることを、いじめに対処する者は認識する必要がある。

ウ 「いじめ等」は、加害者と被害者という二者の関係だけでなく、当事者の所属する学級や部活動等の集団の構造上の問題（例えば無秩序性や仲間意識に起因する排他性、集団内での人間関係の序列化、行為を面白がったりはやし立てたりすることで加害者に明示の支援を与える「観衆」の存在、「いじめ等」を見て見ぬふりをすることで行為者に暗黙の支持を与えることになる「傍観者」の存在等）に注意を払い、集団全体に「いじめ等」を許容しない雰囲気的形成されるように取り組むことが必要である。

エ 多人数が関与する「いじめ等」の事象や、教職員や保護者の指導にもかかわらず繰り返されるいじめ事象には、所属集団の構造上の問題のほかに行為者側、対象者側を問わず子どもの育成環境や子どもの特性が影響していることも多い。

子どもの特性や所属集団の問題を把握し、子どもの心身の苦痛の解消につなげるためにも、「いじめ等」の事象に関わる背景事情のアセスメントが重要である。全ての子どもは、自立した個人として、ひとしく健やかに成長する権利を有する（こども基本法第1条）。「いじめ等」の事象に係る子どもの感じている心身の苦痛の背景に学校等やその設置者のみでは解決できない福祉的な課題の存在が伺われる場合、市は、学校等やその設置者、市長部局が協働し、必要に応じて外部機関の支援を求め、子どもの最善の利益の実現を図る。

## (3) 地域社会での取組

前述のとおり、「いじめ等」は、子どもの生命又は身体に重大な危険を生じさせる人権侵害の恐れのあるものである。すべての国民は、個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない（憲法第12条、第13条）のであって、「いじめ等」も全ての市民の不断の努力によって解決されなければならない。

また、重大な権利侵害となる「いじめ等」は、大人の目の届かないところで行われるからこそ被害が拡大するのであり、さらには対象者本人が被害を隠すことが多いために、保護者や教員のみでは、その存在や実態に気付くことが難しい。「いじめ等」の早期発見については、全ての市民が連携し、子どものささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

「いじめ等」は、大人が把握しにくい時間や場所で行われたり、遊びと称して行われるものや、ふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、子どもが苦痛を感じていないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、「いじめ等」を軽視したり、見て見ぬふりをしたりすることなく積極的に「いじめ等」を認知し対応することが重要である。

市は、「一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進」をまちづくりの取組方向（政策）のひとつとして掲げ、人権尊重の社会づくりに努めている。その実績を踏まえ、地域社会全体が、地域協働の活動等を通じて、大人同士がつながり、子どもたちと関わり、大人が子どもたちのモデルとなることで、人権の侵害につながる「いじめ等」を許さないまちづくりにつなげていくことが必要である。

#### **（４） 市長部局でいじめ問題に取り組む意義**

市は、令和2年4月、様々な学校等に通う18歳未満の全ての子どもの最善の利益の実現に資することをめざし、市長部局に、「いじめから子どもを守る課」を創設した。

「いじめ等」の相談対応を行う部局を市立学校や教育委員会とは別途に設け、専門性のある相談員を配置することで、より細やかな「いじめ等」の防止、早期発見、対処及び解決に対する市としての取組をこれまで以上に進めていくものであり、教育委員会を含む様々な学校等の設置者及び学校等と市長部局とが連携し、「いじめ等」に対する施策を推進していくため、創設されたものである。

また、今般の児童福祉法改正で規定されたこども家庭センターに該当するこども総合支援センターの設置に伴い、令和6年4月に、全ての子どもをいじめから守るという設置時の理念は変わることなく、子どもに係るあらゆる相談を一元的に対応する組織を構築するため、いじめから子どもを守る課をこども・いじめ何でも相談課として発展的に統合し、いじめ問題に取り組んでいくものである。

#### **（５） 「絶対に許されないいじめ」**

故意に他者の心身に苦痛を与える行為は、多くの場合は刑罰法令に触れる行為であり、たとえ刑罰法令に触れないものであっても対象者の人権を侵害する行為である。重大な人権侵害となる「いじめ等」は、絶対に許されるものではなく、どんな理由があってもいけないことであるが、「いじめ等」の中には、恋愛感情の拒絶や正当防衛行為等、他者へ心身の苦痛を与える行為が憲法や法令で認められる場合があること、善意に基づいてなされる行為が結果的に相手に苦痛を与えることがあることを理解する必要がある。そのような場合は、“いじめ”という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

許されないのは、「いじめ等」「いじめ」と総括される行為ではなく、個々の具体的な人権侵害行為であることに留意が必要である。

## (6) いじめの防止等に向けた家庭の役割

子どもの教育に関して第一義的に責任を有するのはその保護者であり（法第9条1項）、子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的な責任を負うのも保護者である（児童福祉法第2条2項）。

保護者は、子どもの自他の人権を尊重する心と態度を育てるために、家庭の温かな人間関係の中で、思いやりの心や共感性等を育むよう努めることが重要である。他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあることから、それぞれの保護者が果たすべき役割を自覚し責任ある行動をとることがいじめの防止等のために重要である。

また、いじめられた場合の相談相手を「家族」と答えた児童生徒が、最も多い（令和7年「児童生徒アンケート調査」より）ことから明らかなように、保護者は、日頃から子どもが悩み等を相談できる家庭の雰囲気づくりに努めることが重要である。

家庭で子どもの実態を把握するためには、保護者が幅広いネットワークを持つことが有用である。そのため、保護者が地域社会と多くの接点を持つことが望ましい。

## (7) いじめの防止等に向けた地域の役割

地域住民は、「地域の子どもは地域で守り、地域で育てる」という意識のもと、地域の協働活動をおして、地域で子どもが孤立しないよう見守り、子どもたちがいきいきと活動することのできるまちづくりに努めることが大切である。そのため、地域住民は、地域社会の一員として、学校等、PTA等、校区まちづくり協議会、地区福祉委員会、自治振興委員会などの活動の中で地域の子どもの様子に気を配り、さらに必要に応じて、警察、民生委員児童委員協議会、青少年育成連絡協議会などの関係機関等とも連携し、地域社会全体で人権を尊重し、子どもの健全な成長への取組を推進するよう努めることが重要である。

## 第2章 市が実施するいじめ等の防止等のための施策

### 1 市立学校の体制整備と取組

#### (1) 体制整備

「いじめ」に対しては、各市立学校が組織的に対応することが重要であり、また、必要に応じて、外部専門家、学校評議員、民生委員・児童委員などの地域関係者との連携のもとに対応することが重要である。

そのため、市立学校は、当該学校における「いじめ」の防止等に関する措置を実効的に行うための組織（以下「いじめ対策委員会」という。）を常設する（法 22 条）。当該組織は、各学校で定めるいじめ防止基本方針に基づき、学校長をリーダーとし、教頭、生徒指導、学年主任、養護教諭を含む複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成し、必要に応じて、医療、児童心理、子どもの権利、いじめ問題などに造詣の深い第三者的専門家である医師、心理士、弁護士、警察官経験者等と連携する。

教職員は、平素から、いじめ対策委員会の役割といじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深める。

#### (2) 取組

##### ア 市立学校でのいじめの防止等

児童生徒が「人権侵害となる『いじめ』は許されない行為である」と理解し、かつ、「いじめ」を自分事として捉えて正面から向き合い、その解決に向けて主体的に考え、議論し、行動できるようになるために、市立学校及び教職員は、教育活動全体を通じて市が進めてきた人権教育や道徳教育をさらに充実させ、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、心の通う人間関係を構築する児童生徒の能力の素地を養う。

「発達障がいを含む、障がいのある児童生徒」、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒」、「特定の疾病に罹患した児童生徒又は家族が罹患した児童生徒」など、市立学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ストレス等の心理的要因が加害行為や子どもの感じる苦痛の背景にありがちなことに留意し、全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校とするために、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進め、児童生徒が授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。

第1章で述べたように、法は、「いじめ」対応に関する全ての市民の連携の中心に学校を想定しているものであり、学校外で起こった事象であっても、通報を受けた学校は、法に沿った対応を行わなければならない。

## イ 学校いじめ防止基本方針の策定

各市立学校は、「学校いじめ防止基本方針」（法第13条）として、国及び市の基本方針を踏まえ、「いじめ」の防止等の取組について基本的な方針や内容等を定める。

学校いじめ防止基本方針には、「いじめの防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」、「重点項目」、「保護者や地域との連携のあり方」、「関係機関との連携のあり方」等、具体的な取組を示すとともに、年間を通じた「いじめ」の早期発見、事案対処、校内研修等の取組を位置付ける。

## ウ 「学校いじめ防止基本方針」の運用

各市立学校は、「学校いじめ防止基本方針」について、児童生徒・保護者に対して、「いじめ」の防止等の取組の基本的な方針や内容を説明し、理解を求めるとともにホームページに掲載する等周知を図る。

また、各市立学校は、策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組を実施し、随時、指導計画の見直しなどPDCAサイクルに照らし合わせた検証等を行う。

## エ いじめへの対処

### （ア） いじめの早期発見

#### i 心身の苦痛を見逃さない

「いじめ」の早期発見のためには、「いじめ」に当たる疑いのある行為の認知に先駆けて、心身の苦痛を抱えている子どもを見逃さないことが重要である。そのため、市立学校は、家庭、地域と連携して児童生徒の行動や変化に注意することが必要であり、児童生徒の心身の苦痛を認知した教職員は、当該児童生徒の安全を確保し、「いじめ」該当可能性の確認を行う。

「いじめ」に該当する可能性のある事象の認知に当たっては、子どもの直接的な訴えや日常の観察によるトラブルや不審な言動の把握のほか、市立学校が実施するアンケートによる訴えなどにより、積極的に認知する必要がある。

#### ii 児童生徒が訴えやすい体制を整える

市立学校は、児童生徒と教員との信頼関係の構築、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口や市の相談アプリの周知等により、児童生徒が「いじめ」を訴えやすい体制を整えるとともに、研修等によって、相談や通報の重要性の理解を図る。

### （イ） いじめへの対応

#### i 対象児童生徒の安全確保とケア

市立学校又は教職員が、「いじめ」又はその可能性がある事象を認知した場合、市立学校は直ちに、教職員が連携し、対象児童生徒や「いじめ」を知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

「いじめ対策委員会」は、対象児童生徒の心のケアを行うため、保護者との連携はもとより、必要に応じ関係機関との連携を行う。

#### **ii 事実確認及び組織的な対応**

市立学校の教職員が「いじめ」を発見し、又は相談を受けた場合には、担任等特定の教職員が情報を抱え込むことのないよう、速やかに各市立学校の「いじめ対策委員会」への当該「いじめ」に係る情報の通報その他の適切な措置を取り（法第23条第1項）、市立学校の組織的な対応につなぐ。

市立学校及び教職員は、まず、関係する児童生徒からの聴取等により事実確認を丁寧に行い、「いじめ対策委員会」において、情報を集約し、学校長の指示のもとに適切な対策を講ずることが必要である。事実確認の対象には、「いじめ」の認定の対象となる「心理的又は物理的な行為の有無」及び「心身の苦痛」の有無のみならず、行為に至る背景事情（関係する子どもらの人間関係、行為の理由等）も含め、教育委員会へ報告（法第23条2項）する。

市立学校及び教職員は、事案のアセスメントとプランニングや組織対応における情報共有のために、いじめ対策委員会の議事、調査聴取内容、及び事実経過について記録する。その際、個人情報保護及び守秘義務の観点に配慮し、記録は一元的に管理する。

市立学校及び教職員は、休業日を除き連続して7日以上欠席した児童生徒のうち、特に児童生徒間トラブルが欠席の理由に含まれるものについては、「いじめ等」の可能性も視野においてより丁寧な対応を行うことが必要である。

#### **iii 関係児童生徒への対応**

関係児童生徒の加害行為が確認された場合は、自分の行為について振り返り、反省できる環境が必要であり、そのためには当該児童生徒の保護者との連携が重要である。事実関係の調査結果をいじめ対策委員会で整理した後、速やかに保護者に連絡し、事実の確認結果に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して関係児童生徒への対応を適切に行うことが必要である。加害行為が明確には確認できない事象においても、保護者と連携した教育的配慮が必要となる場合があることに留意する。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われ専門機関による関係児童生徒への矯正教育が行われるべき場合がある。対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合においては、被害者の心情や状況等に配慮した上で、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

一方で、善意に基づく行為が対象児童生徒の苦痛を招いた場合などは、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、行為の背景を考慮した柔軟な対処が必要である。

#### **iv 外部専門家や関係機関との連携**

市立学校は、「いじめ」の問題への対応において、関係児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導において十分な効果を上げることが困難な場合などには、教育委員会、市長部局の関係課（「こども・いじめ何でも相談課」等）、外部専

門家（スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）や関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携による教育指導が必要である。そのためには平素から外部専門家や関係機関の担当者同士の連携や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが重要である。

とりわけ、以下に例示するケースは問題が複雑化して対応が難しくなりがちなので、できるだけ早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議等で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織対応を進めることが求められる（生徒指導提要令和4年版）

- ・周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
- ・閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ・被害と加害が錯綜しているケース
- ・教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ・いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊的状况にある場合
- ・いじめが集団化し孤立状況にある（と対象児童生徒が捉えている場合も含む。）ケース
- ・学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
- ・学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

#### **v いじめ解消の判断**

「いじめ」は、謝罪をもって解消と判断してはいけない。当事者双方及びその保護者が納得していない状態での謝罪は、かえって「いじめ」の解消を困難にする。

「いじめ」が解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

なお、市立学校は、「いじめ」が解消に至っていない段階では、対象児童生徒を徹底的に守りその安全・安心を確保する責任を有する。

##### **【1】いじめに係る行為が止んでいること**

対象児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3カ月間継続していること。この期間は目安であり、対象児童生徒の被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市立学校の設置者又は市立学校の判断により、より長期の期間を設定する。

##### **【2】対象児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**

「いじめ」が解消しているかどうかを判断する時点において、対象児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

市立学校及び教職員は、「いじめ」が解消されたように見える場合においても、時間を置いて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われていることがあることを認識し、当該児童生徒への継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家に

よる行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

## 2 教育委員会の体制整備と取組

### (1) 体制整備

教育委員会は、「いじめ」の防止等のため、以下の組織を設置する。

#### ア 八尾市いじめ問題対策連絡協議会

法第14条第1項に基づき、「いじめ」の防止等に関係する機関及び団体の連携を推進するための必要な協議及び連絡調整を図るため、八尾市いじめ問題対策連絡協議会条例に基づく「八尾市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

「八尾市いじめ問題対策連絡協議会」は、市長部局・教育委員会のほか関係行政機関の職員、関係団体を代表するもの及び学識経験者等で構成する。

#### イ いじめ・不登校対策研究委員会

「いじめ」問題対策の連絡及び調整を行い、「いじめ」防止対策を実効的に推進するために、「いじめ・不登校対策研究委員会」を設置する。

「いじめ・不登校対策研究委員会」は、教育委員会、八尾市小・中学校生活指導研究協議会、八尾市教育研究会生活指導研究部会、臨床心理士で構成し、その他、教育委員会が必要と認めるものを出席させることができる。

#### ウ 八尾市いじめ調査委員会

法第28条に基づき、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、教育委員会の附属機関として「いじめ調査委員会」を条例で設置する。

「八尾市いじめ調査委員会」は、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、教育委員会からの諮問事項及び再発防止に有用と八尾市いじめ調査委員会が判断した事項に関し調査し教育委員会に答申する。

調査の結果については、当該調査に係る「いじめ」を受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じて市長に報告を行う。

#### エ 各種専門家との連絡会議

市立学校対応のみでの解決が困難な事象や、教育委員会が必要と認める事案の解決に向けて支援を行うために、専門的な知識及び経験を有する第三者的有識者で構成する会議を設置する。

## (2) 取組

### ア 教職員の資質の向上と学校支援

教育委員会は、「いじめ」の防止等に向け、児童生徒を指導する教職員の資質の向上を図るため、職責に応じた研修を計画的に実施するとともに、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、「いじめ」が発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを、教職員に周知徹底する。

また、各市立学校に対し、学校いじめ防止基本方針の検証と改善、及び、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、必要な指導・助言を行う。

### イ いじめの防止

教育委員会は、「いじめ」の防止等の取組に必要な施策を講ずるとともに、「いじめ」防止に必要な措置を講ずる。

### ウ いじめの早期発見

教育委員会は、市立学校全体の児童生徒の状況を継続的に把握するため、アンケート調査を定期的を実施する。

### エ いじめへの対処

教育委員会が「いじめ」事象の発生を認識した場合、いじめを受けた児童生徒の心のケアを最優先に考慮し、臨床心理士の派遣等を行う。また、必要に応じ、指導主事や市の「こども・いじめ何でも相談課」、外部専門家（スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）、スクールサポーターによる支援等を行い、解決に向けた対応に努める。

インターネットを通じて行われるものを含め、「いじめ」について、必要に応じ関係機関とも連携しながら、市立学校に必要な情報提供を行うとともに、早期解決に向けた指導と助言を行う。

## 3 市立学校を除く学校等の取組

### (1) 市立認定こども園

小学校よりも長時間の集団生活が行われる、就学前教育・保育施設等の職員を対象に、令和5年に行った実態調査では、「いじめ等」という言葉を用いるほどではないが、手立てを講じなければ将来的に「いじめ等」につながりかねない「いじめの萌芽」ともいうべき事象が確認された。就学前児童は、日常生活のあらゆる場面で大人との関わりがあり、子どもに関わる大人の行動が「いじめの萌芽」に影響を与えるため、保護者、施設職員が高い人権意

識を持つ必要がある。また、就学前教育・保育施設等での「いじめ等」の発生に対しては法及び条例の趣旨を踏まえ、施設内で情報を共有し組織的に対応し、必要に応じて福祉部署等の外部機関とも連携することが求められる。

以上のことから、市立認定こども園は、所属する就学前児童が関係する「いじめ等」事案が起こった場合の対応に関する方針を定めたマニュアルを準備し、職員へ周知・活用するとともに、市立認定こども園の職員は、就学前児童を想定した「いじめ等」に関する職員向け人権教育研修を積極的に受講するものとする。また、普段の園生活においても、相手を尊重する教育・保育を実践していく。

## (2) 市内就学前教育・保育施設等（市立認定こども園を除く）

市立認定こども園を除く、市内就学前教育・保育施設等においては、市立認定こども園に準拠した取組を行うことが望ましい。

## (3) 市内私立中学校及び高等学校

市相談窓口（特に、ホームページ上の子ども専用相談フォーム）を含む各種相談窓口への連絡手段を在校生に周知するよう努めるとともに、教職員がいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行うものとする。

# 4 市長部局の体制整備と取組

## (1) 体制整備

### ア 子ども・いじめ何でも相談課

(ア) 市は、いじめ防止対策推進法第16条第2項及び八尾市いじめから子どもを守る条例（令和2年10月1日条例第38号）第7条第1項に規定される相談窓口を八尾市子ども・いじめ何でも相談課に設置し、学校教育に専門的知識を有する教育職経験者、児童心理学の専門的知識を有する心理職有資格者、及び子どもの権利に関する専門的知識を有する法曹資格者を担当職員として配属する。

(イ) 子ども・いじめ何でも相談課は、いじめ等に係る相談への対応において、関係する児童生徒（相談者）の孤立防止を最優先とし、相談者に寄り添い続けるために、相談に係る情報の守秘を徹底する（他機関への情報共有について相談者の承諾があった場合、及び自傷他害の明白な危険を把握した場合を除く）。

### イ 八尾市いじめ防止対策検討会議

市は、「いじめ等」の防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、各市長部局及び教育委員会が行う「いじめ等」の防止等のための対策についての連絡及び調整を行い各組織の円

滑な連携を図るために、八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱にのっとり、「八尾市いじめ防止対策検討会議」を設置する。

八尾市いじめ防止対策検討会議は、「いじめ等」の防止対策について、背景にある課題等から関係部局での連携した対応が必要と認められる場合、検討会議を開催し、協議し、課題の解決に向けた調整を行う。また、市基本方針の定期的な検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

#### ウ 八尾市いじめ再調査委員会

市は、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び八尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成27年7月13日条例第24号）に規定される附属機関として、「八尾市いじめ再調査委員会」を設置する。

#### エ 要保護児童対策地域協議会

市は、「いじめ等」の事案に関係する子どもへの養育支援（児童福祉法第6条の3第5項参照）がいじめ事案の解決に資すると考えられる場合には、八尾市要保護児童対策地域協議会（同法第25条の2第2項）を通じて各機関が保有する情報を共有し、当該子どもへの支援を行う。

教育委員会から、いじめ事案に関わる児童生徒の要保護児童対策地域協議会登録申請がなされた場合は、原則として教育委員会を主担当機関として、情報共有を行う。

### (2) 取組

#### ア いじめの防止等の周知

##### (ア) いじめ防止啓発活動

市は、18歳に満たない八尾市民（条例第2条第2号、同6号）を「いじめ等」から守るために、家庭・地域などで行われる「いじめ等」の防止等への取組を推進する必要があることから、地域社会全体に対して啓発及び広報を行い、全ての八尾市民に対して、人権学習の講座や地域での研修機会の提供、ホームページや市の広報誌、ポスター、チラシ、「いじめ反対」の意思を表明する活動などでいじめ防止等の啓発を行っていくとともに、子どもに対する啓発カードの配付等による相談機関への連絡方法の周知などを推進する。

また、年に1度以上、期間を定めて集中的な啓発活動を行うとともに、市民がいじめ反対を表象する物品を積極的に身に着けていじめ防止等を考える日を設け、地域社会全体でのいじめ防止等の意識の高揚を図る。

##### (イ) いじめ等防止研修

市は、八尾市いじめから子どもを守る条例2条に定める学校等の職員をはじめとする市民がいじめ防止対策推進法に対する理解を深めるため、諸機関からの要請に応じて弁護士職員及び心理職職員によるいじめ等の防止研修を行う。

## イ いじめ等の早期発見

### (ア) 相談窓口の設置といじめの認知

市は、市民からのこども・いじめ何でも相談課内相談窓口に対する連絡手段として、専用電話、手紙、電子メール、市ホームページ等を準備する。

また、市ホームページ内に専用の相談フォームを設ける等、18歳未満の市民がインターネットを介してこども・いじめ何でも相談課に直接相談できる手段を構築し、さらに、市内小学校高学年児童及び市内中学校生徒（市内義務教育学校に在籍する相当学年児童生徒を含む）に対しては、各々に配備される ICT 端末若しくは各々が所持する ICT 端末にインストール可能なこども・いじめ何でも相談課への相談のためのアプリ等を提供する。

### (イ) 学校長等による協力要請

こども・いじめ何でも相談課は、学校長若しくは施設長又は学校の設置者の要請に基づき、専門職員を派遣し、在籍する児童生徒並びに保護者、教職員からの相談業務を行うことができる。

## ウ いじめ等の早期解決

### (ア) いじめ等の事実確認

こども・いじめ何でも相談課が、市民からの相談その他の手段によって「いじめ等」や学校等での生活に起因して心身の苦痛を感じている子どもの存在を認識した場合、子ども本人及びその保護者との面談等により子どもの感じている苦痛の程度とその原因を探るとともに、相談者の承諾を得て学校等に通報（法第 23 条第 1 項）若しくは学校等の設置者に連絡する。相談者若しくは関係者の心身若しくは財産に明白かつ現在の重大な危険が迫っている場合においては、相談者の承諾は不要である。

こども・いじめ何でも相談課は、相談を受けた「いじめ等」事案の早期解決に向け、相談者及び対象児童生徒への寄り添いと孤立防止を最優先として相談者を代弁し、学校等又は学校等の設置者と話し合うとともに、両者に専門職としての知見を伝え、学校等での適切な「いじめ等」の事実確認（法第 23 条第 2 項）の支援を図る。

こども・いじめ何でも相談課は、こども・いじめ何でも相談課から通報若しくは連絡を行った学校等に対し、当該事案に係る「いじめ等」の事実の有無の確認の結果及び結果に基づく措置を確認するものとする。

### (イ) いじめ等に対する措置

「いじめ等」を認知したこども・いじめ何でも相談課は、「いじめ等」の対象となった子ども並びにその保護者及び相談者に対する支援を最優先に行い、「いじめ等」を行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言（同条第 3 項）の適正に寄与するため、相談者の承諾を得て、相談者の認識を学校等又は学校等の設置者に伝え、学校等及び学校等の設置者の認識及び対応を確認し相談者に説明する。

## エ 市立学校以外の学校等に対する取組

### (ア) 市内就学前教育・保育施設等

市は、市立認定こども園を含む、市内就学前教育・保育施設等の施設職員に向けた、「いじめ等」の解消を目的とする研修のための資料、及び、「いじめ等」を施設職員が認知した場合のマニュアルを準備し、市内の教育・保育施設等に提供する。

#### (イ) 私立中学校及び高等学校

市は、市内に設置された私立中学校長及び高等学校長からの要請により、当該校教職員に対するいじめ防止研修を行う。

市は、市内に設置された私立中学校及び高等学校に在籍する生徒がインターネットを介してこども・いじめ何でも相談課に容易に相談できるシステムを構築し、在籍生徒に対する広報の協力を各高等学校に求める。

### オ 福祉部門等との連携

こども・いじめ何でも相談課は、相談に係る子どもの健全な発達に資すると判断した場合は、各市長部局及び他機関等と連携して相談者を支援する。連携すべき他機関の例として以下のものが挙げられる。

八尾市教育委員会、教育センター  
大阪府教育庁  
大阪府警察（八尾警察署生活安全課、少年課）  
八尾少年サポートセンター  
法務省少年支援センター  
青少年クリニック  
児童相談所（東大阪子ども家庭センター）

## 5 市長部局と教育委員会との連携

### (1) 学校からのいじめ事象認知報告の共有

教育委員会は、学校からのいじめ事象認知報告（いじめの事実の有無の確認結果報告、法23条2項。個人情報を除く）について、こども・いじめ何でも相談課と共有する。

こども・いじめ何でも相談課は、教育委員会に対し、当該いじめ事象認知報告に関する情報の補完を求めることができるものとする。

### (2) 市長部局保有情報の共有

市長部局が相談者から得た情報（以下「市長部局保有情報」という。）について、教育委員会と共有する場合は、自傷他害の具体的危険認知の場合を除き、相談者の承諾を要するものとする。

### (3) 市長部局保有情報の協議と協働

市長部局及び教育委員会間で市長部局保有情報を共有する場合、双方で協議を行い、いじめ事案の解決に向けて協働する。

#### (4) 会議等における情報共有

##### ア 定例会議

教育委員会担当課及びこども・いじめ何でも相談課は、各々の管理職及び担当者が会議体の構成員となり、「いじめ」等に関する情報共有及び意見交換のための定例会議を毎月行い、必要に応じて臨時会議を行う。

##### イ 各種専門家との連携会議

こども・いじめ何でも相談課は、教育委員会が設置する各種専門家との連携会議にオブザーバーとして参加できるものとする。また、会議において個別事案に関する検討が行われる場合、教育委員会は事案に関連する市長部局担当者に会議への出席を要請できるものとする。

##### ウ 総合教育会議（地教行法第1条の4）

総合教育会議においては、市長及び教育委員会は、所管する重大事態に係る調査若しくは再調査の進捗及び予定について情報を共有することができるものとする。（生徒指導提要4.1.4いじめの重大事態（3）調査結果の報告参照）

また、重点的に講ずべきいじめ施策等についても、情報を共有することができるものとする。

#### (5) 児童生徒との意見交流会

こども・いじめ何でも相談課は、子どもからいじめの防止等について率直な意見を聞き、今後の施策にいかしていくため、市立学校を訪問し、児童生徒と意見交流を行い、市長部局の行ういじめ防止等の活動に反映させ（こども基本法第3条3号、子どもの権利条約第12条参照）、教育委員会はこれに協力するものとする。

#### (6) 広報・啓発活動

教育委員会及び市長部局は、「いじめ等」の相談窓口について広く周知し、「いじめ等」を早期発見、早期解消する環境を整備するため、相談窓口を記載した啓発ポスター等を八尾市内に掲示し、啓発物品等を八尾市内の小中学校等に配布する。

教育委員会は、児童生徒が市全体と一体となって「いじめ等」の問題に関する理解を深めて「いじめ等」の防止に取り組むために、市が期間を定めて行う啓発活動及び表象着用活動

(本章4(2)ア(ア)記載)に合わせ、市長部局と協働して集中的に広報・啓発活動を行う。

## 第3章 重大事態への対処

### 1 基本的な考え方

(1) 「いじめ」によって子どもの生命や心身又は財産が損なわれる被害が全国で起こっており、本市も例外ではない。

法第28条1項に定められた重大な被害若しくは相当の期間の欠席が「いじめ」によって起こった疑いがある場合には、その事態（「重大事態」）に対処し、同種の事態の発生の防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行うことが学校若しくは学校の設置者に対して義務付けられている。

なお、市条例では、就学前児童も含む18歳未満の子どもをいじめ防止等の対象とするが、就学前児童は在籍する施設等においては職員等による密接な監護下にあるところ、重大な被害が生じた場合は不適切監護としての側面が大きく、事実関係を明確にするための調査及び再発防止のための方策も就学児とは異なると考えられるため、就学前児童に対する法第28条に相当する重大事態調査は想定しないものとする。

(2) 法の規定からも明らかなように、「重大事態」とは、「いじめ」によって重大な被害若しくは相当期間の欠席が生じた疑いがある状態を示すもので、調査の結果、「いじめ」行為の存在若しくは重大な被害の発生が否定されたとしても、「重大事態」であることが遡って否定されるのではない。

法28条1項においては、「重大事態」の判断を行うのは学校の設置者又は学校であるが、子どもや保護者から、「法28条1項に規定される重大な結果がいじめにより生じた」旨の申立てがあったときは、その時点で学校が『「いじめ」の結果ではない』あるいは『「重大事態」とはいえない』と考えたとしても、「重大事態」が発生したものとして報告・調査に当たるものとする。子ども又は保護者からの申し立てには、学校が把握していない極めて重大な情報があるかも知れず、たとえ調査で「いじめ」が原因でないことが明らかになったとしても、子どもが感じている心身の苦痛の解消につながり得る情報が調査の過程で得られるかも知れないためである。ただし、子どもや保護者からの『「いじめ」により重大な結果が生じた』旨の申立てまでに、法第23条2項に基づく「いじめ」の事実の有無の確認若しくはその他の調査が行われ、「いじめ」によって重大な被害若しくは相当期間の欠席が生じたものではないことがその記録により明らかである場合は、法第28条第1項の調査に替えて当該記録及び子どもや保護者からの申立てを併せて教育委員会に報告するものとする。

また、児童生徒や保護者からの「重大事態」の申立てを受けた時点で学校が児童生徒への「いじめ」の事実等を確認できていない場合、学校は、児童生徒の保護又は更なる被害の拡大の防止等の必要に応じ、まず、法第23条2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことができる。この場合においては確認の結果、法の要件に照らして「いじめ」の「重大事態」に当たらないことが客観的、合理的に明確となった場合を除き、法第28条第1項の規定に従った重大事態調査を行う。

なお、児童生徒や保護者が「いじめ」との表現をしていない場合でも、法の定義に当てはまる行為によって重大な被害若しくは相当の期間の欠席が生じた旨の申立ては、「重大事態」発生の申立てにほかならないことに留意する。

(3) 「重大事態」に該当するケースの例として、以下のものが挙げられる。

＊ 「生命、心身又は財産に関わる重大な被害」が想定されるケース（同項1号）

- ・ 児童生徒が自殺を企図した
- ・ 身体に重大な傷害を負った
- ・ 金品等に重大な被害を被った
- ・ 精神性の疾患を発症した

＊ 「相当の期間学校を欠席」と判断すべき基準（同項2号）

年間30日の欠席（登校して授業を受けられないこと）を目安とする。

断続的な欠席であっても年間30日に達することが見込まれる場合や、子どもが一定期間連続して欠席していて、その背景にいじめの存在が疑われる場合は、目安の日数にかかわらず迅速に重大事態として調査に着手する。

対象となった児童生徒が学校を転校した場合又は高等学校や私立の小中学校等を退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命身体財産重大事態に該当することが十分に考えられるため、「当該児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わない」といった対応がとられることがないよう」（以上、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン令和6年改訂版）、学校等及び学校等の設置者は注意しなければならない。

## 2 市立学校で起こった「重大事態」の対応

### (1) 市立学校の対応

ア 市立学校は、子どもの間で行われた行為が原因で心身に苦痛を感じている児童生徒の存在を認知したならば、保護者と連携してその苦痛を和らげる措置をとり、その原因を探る（法第23条以下）。

児童生徒の心身の苦痛の結果が法第28条1項に規定された「重大事態」に該当する可能性がある場合、学校は速やかに教育委員会に「重大事態」発生の報告を行い、調査主体の決定を待つ。「重大事態」においては、最終的な事実認定は調査委員会が行うが、学校は、重大事態調査の開始以降も、学校が把握している事実に基づき、対象児童生徒の保護はもちろん、再発防止施策の実施や関係児童生徒への指導及び保護者との連携等、法第23条以下に定められた「いじめ」事象への対応を可能な範囲で組織的に続けなければならない。

イ 重大事態に係る調査を学校の下に設けられた組織が行う場合、学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織（法第22条）」が、教育委員会からの指導や必要な人的措置等の支援を受けて調査を行う。調査組織は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドラ

イン」(文部科学省 令和6年8月改訂版。以下では「国ガイドライン」という。)を参考に調査を行い、調査で得られた情報を適宜関係児童生徒及びその保護者と丁寧に共有することが重要である。また、児童生徒が自殺を企図した場合は「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(文部科学省)」に基づいて調査を行う。なお、重大事態調査は、同種事態の発生防止を主な目的とするものであるため、学校若しくは市が実施可能な再発防止施策を検討するために必要な事実の認定及び課題の抽出を意識することが重要である。

また、調査結果を踏まえ、必要に応じて対象児童生徒の支援や配慮を中長期的に行い、いじめを行った生徒に対しても必要な指導及び支援を行う。

## (2) 教育委員会の対処

ア 教育委員会は、市立学校での「重大事態」の発生を認識した際、速やかに心身に苦痛を感じている児童生徒の安全を確認し、学校が認識する「いじめ」の事実に関する情報を共有した上で対象児童生徒及びその保護者の意見を参酌し、事案の調査主体を学校とするか教育委員会とするかを判断するとともに事態発生について市長に報告する。

対象児童生徒若しくはその保護者が「重大事態」の発生を否定、若しくは「重大事態」としての調査を不要と主張した場合においても、調査方法や公表方法に関する配慮は必要であるが、法28条以下に定められた調査や市長への報告等の学校及び教育委員会が負う義務が免除されるものではないことに留意する。

イ 相当の期間学校を欠席していることで「重大事態」としての調査が必要となる事案(2号事案)においては、第三者的専門職の参加する学校下組織での調査を原則とする。ただし、学校下組織の調査では「重大事態」への対応及び同種の手態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合、及び、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会の下に設置された附属機関である「八尾市いじめ調査委員会」が調査を行う。

ウ 調査の過程においても、調査主体又は学校若しくは教育委員会が、対象児童生徒及びその保護者に対して適切に経過報告を行う。調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、経過報告の中で説明を行う。情報の提供に当たっては教育上必要となる範囲を超えて関係者のプライバシー及び個人情報を第三者に提供しないよう配慮が必要であるが、個人情報保護を盾にいたずらに説明を拒むことのないよう、注意が必要である。

エ 教育委員会は、調査終了後、調査報告書を市長に提出し、調査の結果を説明するとともに、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行う。調査に対する再調査が行われた場合、教育委員会は、文部科学省に対して再調査の開始報告を行い、再調査終了後に再調査報告書の提供を行う。

オ 教育委員会は、対象児童生徒及びその保護者に対して、調査の結果に対する意向を確認するとともに、調査の結果に関する所見(国基本方針記載)提出希望の有無を確認し、希望がある場合は、所見をまとめた文書の提出を児童生徒若しくはその保護者から受け、調査報告書と併せて市長に提出する。

### (3) 市長の対処

#### ア 発生報告を受けた市長の対処

教育委員会を通じて学校からの「重大事態」発生の報告を受けた市長は、報告時点における対象児童生徒の状況、調査に関する予定、及び当該児童生徒並びにその保護者の意向を教育委員会に確認し、関係する市長部局に必要な情報を伝える。

学校下の組織が調査主体となる場合は、対象児童生徒及びその保護者は、調査に関する情報の調査組織とのやり取りについて、市長部局を通じて行うことができる。

#### イ 調査結果報告を受けた市長の対処

市長は、調査報告書を受領した後、対象児童生徒及びその保護者の調査結果に対する意向を可能な限り面談等により直接に確認する。また、市長は、調査報告書の記載では明らかではない調査に関する事項について、教育委員会に確認及び説明資料の追完を求めることができる。

市長は、調査報告書、追完資料、所見記載文書、対象児童生徒及びその保護者の意向を踏まえ、当該「重大事態」への対処又は当該「重大事態」と同種の事象の発生の防止の施策を学校及び教育委員会が行うために調査が不十分であると判断する場合には、八尾市再調査委員会に再調査を諮問し、その調査結果を市議会に報告する（法第30条第2項から第3項まで）。市議会への報告の内容については、個々の事案に応じて判断し、個人情報及び個人のプライバシーに対しては慎重な配慮を確保する。

再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、以下の場合が考えられる。

①調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと市長が判断した場合

②事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、市長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合

③調査組織の構成について、市長が明らかに適正が確保されていないと判断した場合

### (4) 調査報告を受けた市立学校並びに教育委員会及び市長の措置

市立学校及び教育委員会においては、調査若しくは再調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組むなど、国ガイドラインに従った措置を行う。

また、教育委員会は、当該調査事案に係る「重大事態」への対処又は当該「重大事態」と同種の事象の発生の防止のため、学校への指導主事や専門家の派遣等による重点的な支援、人的体制の強化を行い、市長においては、必要な教育予算の確保や児童福祉等の観点からの対応など必要な措置を講ずる。

調査若しくは再調査報告書で提言された再発防止策については、教育委員会の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行い、その結果を市長に報告する。

調査結果を公表する場合においては、個人情報保護やプライバシー等の観点から公表を行わないこととした部分をマスキング加工した調査報告書や調査報告書の公表版を作成し市ホームページ等に公開期限を設けて掲載することなども検討し、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表資料を事前に提示するなどして確認をとるものとする。

### **3 市立学校を除く八尾市立施設での重大事態**

#### **(1) 就学前児童**

基本的な考え方でも言及したとおり、就学前児童に対する法第 28 条に相当する「重大事態」は想定しない。

#### **(2) 八尾市教育委員会が設置していない学校等での重大事態**

八尾市立ではない学校等に在籍する八尾市民である児童生徒が、「重大事態」の当事者となり、市長部局に当該当事者若しくはその保護者から相談があった場合、市長部局は、相談者の求めに応じて、対象児童生徒の保護及び調査に関して当該学校等若しくはその設置者に対し相談者の要望を伝える等の支援を行うものとする。

## 第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

この基本方針は、「いじめ等」の防止等に関する市の施策や学校の取組、「重大事態」の対処等、本基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講ずるものとする。なお、その際は、八尾市いじめ防止対策検討会議及び八尾市いじめ問題対策連絡協議会から意見を聴取し、必要に応じてパブリックコメントの実施を行い、見直しに生かすこととする。

■八尾市いじめ防止基本方針

令和8年（2026年）3月発行

発行者 八尾市 こども・いじめ何でも相談課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

TEL：072-924-3954 FAX：072-924-9304

電子メール [kodomo-ijime@city.yao.osaka.jp](mailto:kodomo-ijime@city.yao.osaka.jp)

刊行物番号 R7-216